

マージン率等の情報提供について

④ 令和 3年 9月 1日付け 派遣労働者数

1 人

② 令和 3年 9月 1日付け 派遣先事業所数(実数)

1事業所

③ 令和 3年度(令和 2 年 5月 1日～令和 3年 4月 30日) 労働者派遣に関する料金の額の平均額

30000 円(8時間)

④ 令和 3年度(令和 2年 5月 1日～令和 3年 4月 30日) 派遣労働者の賃金の額の平均額

20833 円(8時間)

⑤ 令和 3年度(令和 2年 5月 1日～令和 3年 4月 30日) マージン率

30.6 %

マージン率 =
$$\left[\frac{\text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日 (8時間) 当たりの労働者派遣に関する料金の平均額}}{\left[\frac{\text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日 (8時間) 当たりの賃金の額の平均額}}{\text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日 (8時間) 当たりの料金の額の平均額}} \right]} \right] - \left[\frac{\text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日 (8時間) 当たりの賃金の額の平均額}}{\text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日 (8時間) 当たりの料金の額の平均額}} \right]$$

※百分率(%)表記にした場合に、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入すること。
※マージン率の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。
※また、マージン率に含めている教育訓練に要する経費、福利厚生費、社会保険料等の事項についても示すなど、派遣労働者が自社のマージン率について理解しやすくなることが望ましい。

⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

☒ 締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 (全ての派遣労働者)

当該労使協定の有効期間の終期 (令和4年3月31日)

☐ 締結していない

※協定の締結の有無等の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。

⑦ 派遣労働者のキャリアアップ形成支援制度に関する事項

訓練内容 (注) キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容を示すこと。

訓練種別	対象者となる派遣労働者 雇入れ時・派遣中・待機中など	訓練方法 OJT・OFF-JT	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
雇入れ時教育	雇入れ時	OFF-JT	無償	有給
オートの基本操作	派遣中	OJT	無償	有給
職長教育	派遣中	OFF-JT	無償	有給

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口 井本 達也 電話番号 072- 247 - 4660

⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

エイトナ

事業所名 すばる技建株式会社
許可番号 派27- 303362